点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称		策の名称	判手続の特例の制度及び所要の制度及び所要の制度を	波害の集団的な回 新設に伴う特定適 規制の導入(⑤特 務を廃止したとき	施格消費者団体の 定適格消費者 [の認定 団体が 府省名	消費者庁	
根拠となる法令			■法律	□政令	□府省令	□告示	□その作	也
は残らなるは中		になるねせ	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律					
規制の区分			■新設等 □緩和 □廃止					
点検項目			評価の実施状況					課題
① 規制の目的、 内容及び必要性			■説明あり□説明なし					
費用の分析 ⑤ ⑥ 代替案	2	遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	3	行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	4	その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
)便	益の分析	□金銭価値化	□定量化	■ Ź	定性的記述	□分析なし	
		別用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析	■定性的な分析	□分析なし	
	7	代替案の 設定	□設定あり ■想定される代替案なし				□設定なし	
	比較		□費用・便益でよ	比較 □費用で	ご比較 □位	更益で比較	■比較なし	
9		/ビューを行う 期又は条件	■設定あり□設定なし					
	· in E	の説明】						

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。